

◇ 深 澤 均 君

○議長（高橋 猛君） 次に、7番、深澤 均君の一般質問を許可いたします。深澤 均君、登壇願います。

（7番 深澤 均君 登壇）

○7番（深澤 均君） 通告に従って質問をいたします。よろしく願いをいたします。

第1点目は、国の減反政策見直し後の米づくりについてであります。

国は、平成30年をめどに、主食用米の減反政策、いわゆる生産調整を見直し、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも生産者がみずからの経営判断、販売戦略に基づいて需要に応じた生産ができるようにすることとし、また、米の直接支払交付金を、現行は7,500円であります。平成29年産をもって廃止するとしています。

米の生産量は、昭和42年の1,440万トンピークに、過剰米の発生を抑制するため、昭和46年から減反政策が開始されました。以来、半世紀近く続いた米の生産調整の結果、米の生産額は、平成16年までは首位でありましたが、平成24年度の農業生産額では畜産、野菜に次ぐ3番目の2兆286億円という状況にあります。加えて、来年、2017年産の735万トンの生産目標数量の配分を最後に、米政策は大きな転機を迎えようとしています。

これを受けて、秋田県は、11月24日、県農業再生協議会を開催し、米生産目標数量配分廃止後も需要に応じた米づくりを促すため、県全体の生産量の目安を示すことを明らかにいたしました。しかし、市町村ごとの目安は示さず、市場動向を見きわめて過剰生産を防ぎ、販路拡大を進める役割を各市町村とJAなど集荷業者に委ねるとする方針を明らかにしました。

ここで一番不安に感じることは、実質的な取り組みで需要に応じた生産を実施できるかという点であります。また、過剰作付が生じ、米価下落につながらないかという点であります。

そこで、減反見直し後の米づくりについて、次の2点について伺います。

①として、町の果たす役割、JAなど集荷業者の果たす役割について伺います。

②として、米生産は農村あるいは集落のあり方と深くかかわっていますが、町は水田農業の将来像をどのようにお考えかお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。

町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

減反政策見直し後の米づくりについてですが、平成25年11月、国は主食用米の生産数量目標の

配分を平成30年度に廃止することを決定しました。これは、農家の生産意欲向上と、産地や農家がみずから市場ニーズを見きわめ、競争力のある米づくりに取り組む状況を生み出すことを目的としているようです。昭和46年から50年弱続いてきた米政策が大きく転換されることは、議員がおっしゃったとおりです。

そして、これを受け、これも議員ご説明いたしましたが、県はことし11月24日、需要に応じた米生産に関する専門部会において、見直し後の県の方針を示しております。その方針の主な点ですが、1つ目は、生産調整配分廃止後も需要に応じた米づくりを促すため、当面は県全体の生産量の目安を示すとのことです。

生産の目安は、全国の需要見通しに県の販売シェアを乗じて算出するもので、算出方法は、国が毎年算定する全国ベースの需要見通しをもとに、県産米の全国シェアで算定するとしております。

2つ目ですが、これも議員ご説明されておりますが、これまで行ってきた生産数量配分目標の配分にかわる市町村ごとの生産の目安については設定せず、市場動向を見きわめて過剰生産を防ぎ、販売拡大を進める役割について、各市町村の地域農業再生協議会や農協などの集荷業者に委ねたいというものです。

美郷町の場合、現在の地域農業再生協議会でその作業を行うとすれば、県段階の生産の目安と算出方法をもとに、協議会として独自の生産目安を算定し、農協などの方針作成者へ提示していくことになります。方針作成者は、この目安と販売見込みを踏まえて生産者ごとの目安を決定することになるものと思われまます。そして、農家は委託販売できる数量を把握し、みずから直接販売数量を勘案して生産数量を決定することになるものと認識しております。

こうした中、一部の農家の中には、平成30年産米から自由に米を生産し、転作をなくしてもいいという誤った解釈をされている方もいるほか、議員ご指摘のとおり、過剰生産に伴う米価下落を不安視している方も多いと認識しております。

そのため、町としましては、正しい情報を的確にお伝えするように今後も努めるとともに、農協など集荷団体に対して農家に正しい情報が届くよう適切な対応をお願いしてまいるほか、播種前契約や複数年契約の推進などによる実需との結びつきを踏まえた販売数量把握などを強化するよう働きかけてまいりたいと考えております。

なお、需給バランスの点においては、責任転嫁のような形で最終的に市町村に責任を帰すような誤った政策にならないよう、国県に対して要望してまいりたいと存じます。

現在のところ、県から見直し後の県方針は示されたものの、市町村における具体的な作業手順

や方向はまだ不透明な部分が多いため、これまで申しましたことを基本にして、今後、美郷町地域農業再生協議会において町の役割や集荷団体の役割なども含め、踏み込んだ議論をしてみたいと存じます。

次に、町が目指す水田農業の将来像についてですが、当町は、全耕地面積に占める水田の割合が約93%で、水田農業が基幹産業であることは言うまでもありません。全国的に75歳以上の基幹的農業従事者が10年前と比較して約2倍になるなど、急速に高齢化が進展しており、今後もさらなる高齢化と離農者の発生が予想されます。また、地域の担い手不足に伴い、遊休農地や耕作放棄地が増加することで、雑草や害虫による悪影響、農地の多面的機能の機能不全などの懸念もあるところです。

こうした懸念を踏まえ、町の将来像としては、基本的に国が示しているとおおり、地域の基礎単位である集落、おおむね20から30ヘクタールごとに1つの担い手経営体をつくり、集落でまとまりある作付け拡大と複合経営で効率的な営農が維持できる姿を模索すべきではないかと考えているところです。

また、こうした担い手経営体については、地域農業をリードし、望ましい所得水準を確保するとともに、兼業農家や定年帰農の農家などについては、できれば担い手経営体を支え、農村集落全体の営農やコミュニティーを維持する役割を発揮していただくことが必要ではないかと考えているところです。

そのため、今後も経営が成り立つ農業の確立が必要であり、町としましては、引き続き売れる農産物づくり、多様な販売ルートの確立、経営資源の最大活用、経営のリスク分散化など、農業経営の高位安定化に向けた各般の取り組みについて支援してまいりたいと考えております。

なお、農業は自立した産業として農業者に自由な発想と選択権がありますので、独立志向をお持ちの方は、当然そうした方向を選択され、農業の多面的機能の発揮に寄与されるとともに、地域コミュニティーを維持する役割も担っていただくよう頑張っていたきたいと存じます。町では、そうした農業経営にも、当然、支援策は講じてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）

深澤 均君の再質問を許可します。

○7番（深澤 均君） 今、町長の答弁の中にありましたけれども、大変まだ不透明な環境にあるわけでありまして、来年の735万トンが国から示されたわけでありまして、その基本となるのが、年間8万トンずつ減少傾向にあるという消費量でありまして、8万トンとい

うのは1%ちょっとぐらいの割合ですけれども、今現在、美郷町では42%の転作率と申しますか、そういう感じで1%ずつふえていきますと、五、六年後ぐらいには50%を超えるというような目安が出てくるわけでありましてけれども、先ほど申し上げたように、1年、2年の目安は農家もついてくるのかなという感じですが、年々ふえていく、そこに生産目標を堅持していけるのかというところが一番不安なところで、町長の答弁では再生協議会の中であるということを達成に向けて協議していくという方向の中にも、また農業は自由である、自由な産業であるというふうな見解もお持ちですので、生産目標数量じゃなくなるわけですが、生産過剰にならないような取り組みを今後も町で続けていく役割を果たすという認識でいいのか、そこら辺のところをもう一度確認したいと思います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席をお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

現在の減反制度を大きく見直すという国の本旨を受けとめて、私ども行政としては将来を見ていくということになります。でありますので、生産調整を指導するとか、そういう立場ではないということをご理解いただきたいと思います。

行政として、生産の目安は、県からの受け取った数字をもとに試算し提示はいたしますが、それを受けとめてどのように展開するかは、先ほど言いましたとおり、農家の自主的判断であるということ。また、集荷団体がどれほど売れるかという見通しを持った上で農家に対し生産方針を示すか、ということでもありますので、行政としましては、そうした集荷団体並びに農家の方々が動きやすいような環境づくりに努めると。並びに、農業経営が将来においても確たる経営体であり続けるための支援策を講ずるということでもあります。

○議長（高橋 猛君） 再々質問はありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ります。

○7番（深澤 均君） 今回の町長の答弁、非常にわかりやすいはっきりした答弁だったと思います。ありがとうございました。

続きまして、金婚式についてであります。

町では、結婚50年目のご夫婦を対象に金婚式のお祝いを開催していますが、近年、参加者が少ない傾向にあり、非常に残念に感じているところであります。

このことについて、これまで数人の町民から意見が寄せられたところでありますが、総じて申し込み方式に違和感を感じているようであります。当議会においても、何度か金婚式について招待方式にできないかという意見がありましたが、個人情報閲覧に当たるとして実行されずにい

たところであります。

私は、金婚のお祝いの継続を望む立場から、もっと広く参加できるいろいろなあり方を検討することが必要ではないかと思っております。

現在は、ご夫婦一緒に参加できることが前提のようではありますが、中には金婚を目標に参加を待ち望んでいても、一時的にでもご夫婦そろって参加できない方も少なからずいることだろうと思います。そういう方も含め、今後の励みになるような金婚のお祝いを検討するべきではないかと思っております。

一例ですが、申し込み方式でやるにしても、金婚式参加のほか、例えば記念品であるとか、例えば町長直筆のお祝いの色紙であるとか、例えばそういうことを選択できる内容でもいいのではないかと思います。要は、いろいろな意見を出し合い、町民目線でのあり方を検討することが大切と考えますが、町長の考えを伺います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。

町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

金婚式についてです。

金婚式の対象となるご夫婦については戸籍により判明するわけですが、その閲覧は厳しく制限されていることは議員もご承知のとおりです。

したがって、現在の申し込み制となっておりますことに改めてご理解をお願いいたします。

また、そうしたことから、最近では参加組数が少ないのではないかとのご指摘ですが、参加可能ご夫婦が多いのにもかかわらず参加が少ないのか、そうではなくて、もともと参加可能ご夫婦の組数が少ないのか、そうした実態も調べられないことについてもどうかご理解をお願いいたします。

今後の金婚式についてですが、ご夫婦で出席することだけではなくて、金婚のお祝いの会に出席してもらうというご案内について、法の制限がある以上、これまでどおり申し込みを受ける方式で継続してまいりたいと思います。どうかご理解をお願いいたします。

また、金婚をお祝いする会の開催の周知については、できるだけ多くのご夫婦のご参加を目指して強化してまいりたいと存じます。これまでの広報誌に加え、例えば町のホームページやFacebook、ことし10月から開始した緊急告知FMラジオなどの情報伝達媒体をフルに活用し、広く周知を図ってまいりたいと存じます。

なお、お二人そろわないと金婚式のお祝いの会に出席できないという要件は付しておりませんので、お一人で出席した過去の実例もございます。

なお加えますが、議員が直筆の手紙あるいはお祝いの品をお配りするという新しい方法を検討してはどうかというご提案でしたが、金婚式のお祝いという行為そのものをどのように行政として規定するかという前提の部分をよくよく検討して、その上でご提案について回答しなければなりませんので、現在の答弁においては、今後検討するという回答にさせていただきます。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは次に移ります。

○7番（深澤 均君） 3点目はウォーキングコースについてであります。

健康づくりの一環として多くの町民の皆さんがウォーキングしておりますが、日没が早い11月より積雪期の3月ごろまでは、道路は歩行者にとって危険がいっぱいでありまして、車を運転する側からも暗闇から突然あらわれる人影にびっくりしたりすることは誰もが経験しているところと思います。

ウォーキングしている方も家族から「危ないからやめたほうがいい」とか、「人に迷惑かけるから」とか注意されたという声を聞きます。しかし、考えてみれば、この時期こそ運動不足になりがちで、安全にウォーキングできるコースがほしいところでもあります。

そこで、この時期でも安全にウォーキングやジョギングができるコースとして、JA六郷カントリー前の歩道をコース指定して健康づくりに活用してみても思っております。料亭若松の角から六郷カントリー西の十字路までは約1キロで、両側に歩道があり、場合によっては周回することも可能であります。さらに、そこから本館集落までは約1キロ弱で、全区間に信号もなく、何ととっても歩道幅が広く街灯も設置され、より安全といえます。

実際、季節や時間を問わず、町民のウォーキング姿を多く目にしますが、コースを指定し環境整備することで、多くの町民がより安全に運動することで、健康長寿の推進に努めてはと思っておりますが、町長のご見解を伺います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。

町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町では、平成27年3月にいきいきスポーツ健康のまち宣言を行い、町民が皆、健やかで心豊か

に暮らすことを願い、スポーツを通じて健康を育み、元気でいきいきとした町を目指していることは議員もご承知のとおりです。そのスポーツ振興については、地域住民個々のニーズに応じた活動を支援するため、各般の取り組みを展開しておりますが、その中でウォーキングに関しては、総合型スポーツクラブに取り組みを委託しております。

最も手軽に健康づくりにつながる運動として、メニューの柱に据えて推進しているところですが、今年度の計画では、屋内ウォーキング39回、屋外ウォーキング11回の実施予定としており、11月末までに屋内外合わせて34回の開催、延べ402人が参加しております。そして、今月は4回、屋内ウォーキングを開催しますし、1月以降も12回の屋内ウォーキングを開催する予定ですので、多くの方のご参加を期待しております。

さて、ご質問の冬期間の屋外ウォーキング、ジョギングのコース設定についてですが、ご承知のとおり、積雪時には町道の除雪作業がありますので、町道付随の歩道でのウォーキング、ジョギングにはかなりの注意が必要です。

さらに、その除雪時間も通常は早朝に行いますが、状況によっては日中の除雪作業もあるところですので。したって、除雪作業を実施する前提では危険性を認識しながら公道にコース設定することになりますので、町としては難しいと言わざるを得ません。

また、除雪作業を実施しない前提に立てば、コース設定は不可能ではありませんが、反面、歩かれない、走られないということになりますので、コース設定の意味が生まれません。したがって、どちらにしても冬期間の公道へのウォーキング、ジョギングコースの設定は難しいと言わざるを得ないことにご理解をお願いいたします。

なお、美郷総合体育館（リリオス）の2階に1周200メートルのランニングコースがあり、大きな大会がない場合は利用できます。また、北、中央、南体育館でも同様に、大会等がない場合はアリーナをウォーキングにご利用いただけますので、これらの施設をご活用して冬期間の運動不足を解消し、健康長寿につなげていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）

深澤 均君の再質問を許可いたします。

○7番（深澤 均君） 町長の答弁を聞いてみますと、ウォーキングというのは私の思っているウォーキングとちょっと差異があって、団体で歩くようなイメージの回答に聞こえたんですけども、私の言うのは夫婦であったり知人であったり、二、三人でちょろちょろっと、ふだん見かけるような様子のことをウォーキングというふうに言葉で質問したんですけども、そういう感じ

で、その本人に合わせた時間帯、距離で歩くというところで、手始めに六郷の中心部といいますが、あそこら辺は非常に、質問の中でも言いましたけれども、結構四季を問わず歩いている方が多いですので、できれば距離を示す立て札とか、そういうものを設置して、ここは何キロあるんだとか、この区間を何分で歩くことができたんだとか、そういう手軽な方向から指定してみてもどうかというふうな思いでの質問でありました。

町民の動向によっては千畑地区だったり、仙南地区だったり、いろいろなところのせっかく歩道を立派に除雪していますので、そういうところにも後々広げていけたらなという思いで質問したのでありますけれども、そこら辺のところをちょっと勘違いされていたら、再度答弁のほうをお願いしたいと思います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席をお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

勘違いしておりません。個人の自由によって、1人あるいは二、三人で歩くことを想定した答弁でした。

ただ、議員がおっしゃったその内容は、距離を提示する、示唆するということをウォーキングコースの設定とおっしゃっているとすれば、それは検討の意味があるというふうに思っています。

質問の趣意書から受ける内容は、ここからこの間が、美郷町が責任を持ってコースを管理し、また利用者の安全管理まで責任を持つというふうな趣旨に感じられる文面でありましたので、そういう答弁でしたが、もう少し詳しく趣意書を出していただければ、正確な答弁を準備させていただきました。

なお、距離感について指示するような表示板の設定については、今後検討してまいります。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

町長。

○町長（松田知己君） 先ほど深澤議員の金婚式の答弁の中で言葉足らずがありましたので、改めて答弁を追加させていただきますが、「2人の出席を条件としていない」という言い方につきまして、障害をお持ちで施設入所の方等の理由がある場合は付していないということでもありますので、答弁を訂正させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 猛君） これで、7番、深澤 均君の一般質問を終わります。